

教保体第470号  
平成26年6月11日

各市町村教育委員会教育長 }  
各 県 立 学 校 長 } 様  
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

### 水泳指導時における事故防止の徹底について（通知）

水泳等の事故防止については、日頃から格別の御配意をいただき感謝申し上げます。さて、昨日、県内小学校プールにおいて水泳の授業中に児童が溺れ、救急搬送される事故が発生しました。

つきましては、平成26年5月19日付け教保体第314号「水泳等の事故防止について（通知）」等を再度確認の上、下記事項に留意し、水泳等の事故防止と事故発生時の適切な対応に万全を期すようお願いいたします。

#### 記

#### 1 緊急対応マニュアルの確認と見直しについて

事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等の共通理解を図るため、緊急対応マニュアルの確認、見直しを図ること。

#### 2 AEDや救急用具等について

AEDや救急用具、連絡用機器（インターホン・携帯電話等）をプールサイドの所定の位置に配置するか、または、配置場所を明確にし、教職員全員が情報を共有すること。

#### 3 水泳指導時の気温、水温について

水温に関しては23℃以上が望ましい（「水泳指導の手引（三訂版）」平成26年3月文部科学省）が、気温、水温については水泳指導時に必ず確認し、児童生徒の発達段階や当日の体調、学習内容等を考慮して判断すること。

#### 4 児童生徒の健康状態の把握について

- (1) 日常の健康観察に加え、水泳指導がある日には特に入念に健康観察を行うこと。
- (2) 水泳学習確認カード（プールカード）を活用し、学校と家庭が協力して児童生徒の当日の健康状態を把握するとともに、水泳学習開始直前の児童生徒の健康状態を確認し、事故防止に万全を尽くすこと。
- (3) 児童生徒の持病等については家庭と連絡を密にとり、確認すること。

#### 5 水泳指導について

- (1) 必ず複数の教師で指導を行い、監視や指導の役割をはっきりさせて指導に当たること。
- (2) 児童生徒の様子を観察する位置は、必ず全員が見渡せる位置とし、水面上はもちろん水底にも視線を向けるようにすること。その際、水面が光って見えにくい部分には特に注意をはらうこと。
- (3) 指導中の観察については、常に児童生徒の顔色、唇の色、動作、せき、くしゃみ、発言等に注意をはらい、異常を早期に発見できるようにすること。
- (4) 指導者全員が水着を着用し、緊急時には、すぐに救助できるようにすること。
- (5) 緊急時に使用するホイッスル等を携帯すること。
- (6) 準備運動、水慣れ等を確実にを行うとともに、児童生徒の泳力に応じた指導内容とし、適宜休憩を取らせること。
- (7) 見学者に対しては熱中症等にならないよう、健康面に配慮すること。

担 当

県教育局県立学校部保健体育課

学校体育担当 大松 武晴

TEL 048-830-6947